

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

○ 東京都副知事の担任事項…………… (政策企画局総務部管理課) ……

○ 指定納付受託者の指定内容の変更…………… (生活文化スポーツ局都民生活部旅券課) ……

規則(人)

○ 東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則……………

公告

○ 国土調査の成果の認証(五件)……………

…………… (都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課) ……

告示

● 東京都告示第八百二十二号

東京都副知事の担任事項を令和五年七月一日に次のとおり定めた。

なお、令和五年東京都告示第五百五十一号(東京都副知事の担任事項)は、令和五年六月三十日をもって廃止した。

令和五年七月三日

東京都知事 小池百合子

副知事

担任事項

黒沼 靖

一次の局等に関する事。総務局、福祉局、保健医療局、交通局、水道局、下水道局、中央卸売市場  
二次の行政委員会との連絡に関する事。

潮田 勉

一次の局等に関する事。財務局、主税局、生活文化スポーツ局、産業労働局、東京消防庁  
二次の行政委員会等との連絡に関する事。

中村 倫治

一次の局等に関する事。政策企画局、子供政策連携室、スタートアップ・国際金融都市戦略室、都市整備局、環境局、建設局、港湾局、会計管理局、住宅政策本部  
二次の行政委員会との連絡に関する事。

宮坂 学

一次の局に関する事。デジタルサービス局  
任用委員会

● 東京都告示第八百十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者の指定の内容を変更したので、東京都会計事務規則(昭和三十九年東京都規則第八十八号)第三十七条の三の規定により、次のとおり告示する。

令和五年七月三日

東京都知事 小池百合子

一 指定納付受託者の名称及び所在地  
株式会社NTTデータ

東京都江東区豊洲三丁目三番三号

二 変更の内容

指定納付受託者の名称

三 変更日

令和五年七月一日

規則(人)

東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年七月三日

東京都人事委員会

● 東京都人事委員会規則第十一号

東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

東京都職員の退職管理に関する規則(平成二十八年東京都人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中 「公益財団法人東京オリンピック・パラリン公益財団法人東京学校支援機構

ピック競技大会組織委員会」を「公益財団法人東京オリ

ピック・パラリンピック競技大会組織委員会」に、「公益

財団法人東京都環境公社」を「公益財団法人東京都環境公

社」に改める。

支援機構」に改める。

附則  
この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京都職員の退職管理に関する規則の規定は、令和五年七月一日から適用する。

公 告

国土調査の成果の認証について

世田谷区における国土調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

令和五年七月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 調査を行った者 世田谷区  
の名称
- 二 調査を行った期 令和元年六月から令和二年三月まで  
間
- 三 成果の名称 世田谷区（豪徳寺二丁目的一部）の  
地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地 世田谷区豪徳寺二丁目の一部  
域
- 五 認証年月日 令和五年二月九日

国土調査の成果の認証について

世田谷区における国土調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

令和五年七月三日

- 一 調査を行った者 東京都知事 小 池 百合子  
の名称 世田谷区
- 二 調査を行った期 平成三十年五月から平成三十一年三月  
間 月まで
- 三 成果の名称 世田谷区（宇奈根三丁目的一部）の  
地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地 世田谷区宇奈根三丁目の一部  
域
- 五 認証年月日 令和五年三月二十九日

国土調査の成果の認証について

羽村市における国土調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

令和五年七月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 調査を行った者 羽村市  
の名称
- 二 調査を行った期 令和三年四月から令和五年三月まで  
間
- 三 成果の名称 羽村市（羽西三丁目の一部）の地籍  
図及び地籍簿
- 四 調査を行った地 羽村市羽西三丁目の一部  
域
- 五 認証年月日 令和五年三月二十九日

国土調査の成果の認証について

青梅市における国土調査の成果を、国土調査法（昭和二十

十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。  
令和五年七月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 調査を行った者 青梅市  
の名称
- 二 調査を行った期 平成二十八年五月から平成二十九年  
三月まで及び平成二十九年七月から  
平成三十年三月まで
- 三 成果の名称 青梅市（師岡町一丁目地内）の地籍  
図及び地籍簿
- 四 調査を行った地 青梅市師岡町一丁目の一部  
域
- 五 認証年月日 令和五年六月七日

国土調査の成果の認証について

多摩市における国土調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。  
令和五年七月三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 調査を行った者 多摩市  
の名称
- 二 調査を行った期 平成二十六年四月から平成二十九年  
三月まで
- 三 成果の名称 多摩市（和田の一部（和田中学校通  
り東側地区））の地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地 多摩市和田の一部  
域
- 五 認証年月日 令和五年六月七日

行 東 京 都  
東京都市西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)  
郵便番号 163-8001  
定 価 本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)  
郵便番号 113-0001

三〇円  
六、六〇〇円  
印刷所 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)  
郵便番号 113-0001